

国民健康保険に加入している方へ 高額療養費制度のお知らせ

問 市役所国保医療課「内線1222・125」

国民健康保険 高額療養費について

同じ月内で医療機関に支払った自己負担額（保険適用外を除く。）が、一定の額（「自己負担限度額」という。）を超えた場合、申請により、その超えた額を高額療養費として支給します。なお、支給時期は、医療機関から当市に送られてくる診療報酬明細書（レセプト）を確認した後になるため、診療を受けた月から最短でも2〜3か月後となります。

70歳未満の方と70歳以上の方では高額療養費の計算方法が異なります。

70歳未満の方（後期高齢者医療被保険者を除く）

同一世帯で同じ月内に、受診者・医療機関ごと（入院・外来ごと、歯科・歯科ごと）に分けます。薬局分は処方医療機関分の医療費に合算します。に計算して21,000円以上の支払いが複数あった場合等、それらを合算し、【表1】の自己負担限度額を超えていた場合、高額療養費の対象となります。

【表1】70歳未満の方（後期高齢者医療被保険者を除く）

区分	所得要件 ※1	自己負担限度額
ア イ ウ エ	住民税課税世帯	901万円超 252,600円+（総医療費 ※2 - 842,000円）×1% 〈多数該当 ※3：140,100円〉
		901万円以下～600万円超 167,400円+（総医療費 ※2 - 558,000円）×1% 〈多数該当 ※3：93,000円〉
		600万円以下～210万円超 80,100円+（総医療費 ※2 - 267,000円）×1% 〈多数該当 ※3：44,400円〉
		210万円以下 57,600円 〈多数該当 ※3：44,400円〉
オ	住民税非課税世帯	35,400円 〈多数該当 ※3：24,600円〉

【表2】70歳以上の方（後期高齢者医療被保険者を除く）

区分	所得要件	個人単位（外来）	世帯単位（入院を含む）
現役並み所得世帯（3割負担の世帯）	690万円以上	252,600円+（総医療費 ※2 - 842,000円）×1% 〈多数該当 ※3：140,100円〉	57,600円 〈多数該当 ※3：44,400円〉
	380万円以上	167,400円+（総医療費 ※2 - 558,000円）×1% 〈多数該当 ※3：93,000円〉	
	145万円以上	80,100円+（総医療費 ※2 - 267,000円）×1% 〈多数該当 ※3：44,400円〉	
一般（住民税課税世帯）		18,000円 〈年間限度額 ※4：144,000円〉	57,600円 〈多数該当 ※3：44,400円〉
住民税非課税世帯	区分Ⅱ ※5	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ ※6		15,000円

70歳以上の方（後期高齢者医療被保険者を除く）

同じ月内に支払った医療費を合算し、【表2】の自己負担限度額を超えている場合、高額療養費の対象となります。

申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
 - 医療機関の領収書
 - 振込先となる世帯主の預金通帳（写し可）
- ※世帯主以外の方が申請される場合は、印鑑（シヤチハタ不可）が必要です。

【表1】【表2】注釈

- ※1 ここである「所得」とは、各世帯員の所得金額等から基礎控除額43万円を控除した額を合計したものです。
- ※2 保険適用される診療費用の総額（10割の金額）です。
- ※3 過去12か月以内に同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたとき、4回目以降の負担額が引き下がります。
- ※4 年間限度額は1年間（8月1日から翌年7月31日）の自己負担額合計の限度額です。
- ※5 世帯全員が住民税非課税である方で区分Ⅰに該当しない方。
- ※6 世帯全員が住民税非課税であり世帯全員の所得が0円の方。

限度額適用認定証 （限度額適用・標準負担額減額認定証）について

入院などにより医療費が高額になる場合、医療機関の窓口で提示することで保険適用内の支払いを自己負担限度額までとすることができ、限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）を申請により交付していただきます。

申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 個人番号が確認できる書類
- ※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）が必要です。

医療費助成制度のご案内

68歳以上の方に市独自の医療費助成を行なっています。ただし、次のいずれの助成も、保険診療外として支払ったものや、食事代金等は助成対象外となります。

① 68・69歳の方

医療機関等の窓口で支払う自己負担額（3割）と70歳になった時の自己負担額（2割または3割）の差額を助成しています（調剤薬局も含む）。

＜老人医療高額療養費＞

医療機関から当市に送られてくる診療報酬明細書（レセプト）や申請された領収書から、同じ月内に医療機関に支払った自己負担額を70歳になった時の自己負担額に置き換えて合算し、6ページ【表2】の自己負担限度額を超えた場合に差額を助成していただきます。該当者には支給決定通知書を送付してお知らせします。

② 68歳以上の方

入通院にかかる自己負担額の一部を助成しています。（調剤薬局は対象外）

- ・ 通院：400円/月（自己負担額が400円未満の時は、その全額）
- ・ 入院：300円/日（同一病院で継続して2か月を上限）

申請に必要なもの

- 老人医療受給者証（68・69歳の方）
- 医療機関の領収書
- 振込先となる預金通帳（写し可）
- ※代理申請される場合は、対象者の印鑑（シヤチハタ不可）が必要です。

お願い

※確定申告の医療費控除等で原本が必要な方は、原本と写しを両方お持ちください。

※領収書は、①入院・外来ごと②医療機関ごと③日付順に並べてお持ちください。

アフターコロナに向けて…市民主体の活動を応援！ 地域応援元気づくり補助金

申請受付スタート

人口減少や少子高齢化が深刻な社会問題となっており、多様な市民活動の促進と地域コミュニティの形成を図り、地域の活性化と市民協働のまちづくりを推進するため、北斗市の創生に向けた市民主体の様々な活動に対し、必要経費の一部を助成します。

なお、審査及び補助決定までの期間を考慮し、今年度はおおむね10月以降に実施される事業を対象とします。

● 対象事業

第2期北斗市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針に基づき、4つの基本目標の達成に資する事業を対象とします。

● 補助対象団体

事業の実施団体として、非営利活動法人、市民団体、実行委員会等の任意団体を対象とします。

ただし、単一町内会の範囲で行なわれる事業は対象外です。

● 補助金額

20万円を上限に補助対象経費の全額を予算の範囲内で補助します。

● 補助対象経費

- ・ 会場の使用料や備品等の借上料
 - ・ 講師や協力者等への謝礼や旅費交通費
 - ・ 周知用広告料や印刷製本費
 - ・ 事務事業用消耗品や通信運搬費
- 第1回申請期限／9月10日（金）
- 補助申請の方法など詳細は、市公式ホームページをご覧ください。

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/10702.html>

※今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、事業の採択を見合わせる場合があります。

問 市役所企画課企画係「内線231」